二十九　北緯二十六度三十八分五十二秒、東経百二十八度十四分四十秒の点
三十　北緯二十六度三十九分八秒、東経百二十八度十五分一秒の点
三十一　北緯二十六度三十九分三十八秒、東経百二十八度十五分九秒の点

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十八　伊江島補助飛行場

| 対象防衛関係施設の所在地 | 対象防衛関係施設の区域 | 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域 |
|---|---|---|
| 沖縄県国頭郡伊江村 | 沖縄県国頭郡伊江村 | 沖縄県国頭郡伊江村 |
| 字西江上ほか | 字川平、字西江上、字西江前、字東江上及び字東江前（いずれも次の図面に示す部分に限る。） | 字川平（次の図面に示す部分に限る。）、字西江上、字西江前、字東江上（次の図面に示す部分に限る。）及び字東江前（次の図面に示す部分に限る。） |
| | | 一　北緯二十六度四十四分十七秒、東経百二十七度四十分四十秒の点<br>二　北緯二十六度四十四分三十九秒、東経百二十七度四十八分十六秒の点<br>三　北緯二十六度四十四分三十八秒、東経百二十七度四十六分五十五秒の点<br>四　北緯二十六度四十四分五十三秒、東経百二十七度四十五分三十一秒の点<br>五　北緯二十六度四十四分二十三秒、東経百二十七度四十四分三十四秒の点<br>六　北緯二十六度四十三分四秒、東経百二十七度四十四分十五秒の点<br>七　北緯二十六度四十二分十七秒、東経百二十七度四十四分五十九秒の点<br>八　北緯二十六度四十二分二秒、東経百二十七度四十六分十六秒の点<br>九　北緯二十六度四十二分三十六秒、東経百二十七度四十七分八秒の点 | 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 |

十　北緯二十六度四十二分三十五秒、東経百二十七度四十七分二十七秒の点
十一　北緯二十六度四十二分二十九秒、東経百二十七度四十七分二十五秒の点
十二　北緯二十六度四十一分五十四秒、東経百二十七度四十七分四十八秒の点
十三　北緯二十六度四十一分五十七秒、東経百二十七度四十八分四十六秒の点
十四　北緯二十六度四十二分二十九秒、東経百二十七度四十九分八秒の点

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十九　八重岳通信所

| 対象防衛関係施設の所在地 | 対象防衛関係施設の区域 | 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域 |
|---|---|---|
| 沖縄県国頭郡本部町 | 沖縄県名護市 | 沖縄県名護市 |
| 字大嘉陽 | 字勝山（次の図面に示す部分に限る。） | 字安和及び字勝山（いずれも次の図面に示す部分に限る。） |
| | 沖縄県国頭郡本部町 | 沖縄県国頭郡本部町 |
| | 字大嘉陽及び字辺名地（いずれも次の図面に示す部分に限る。） | 字伊豆味、字大嘉陽、字並里及び字辺名地（いずれも次の図面に示す部分に限る。） |
| | | 一　北緯二十六度三十八分四十四秒、東経百二十七度五十五分三十三秒の点<br>二　北緯二十六度三十八分二十五秒、東経百二十七度五十六分二秒の点<br>三　北緯二十六度三十七分五十七秒、東経百二十七度五十六分六秒の点<br>四　北緯二十六度三十七分二十四秒、東経百二十七度五十五分三十八秒の点<br>五　北緯二十六度三十七分二十九秒、東経百二十七度五十四分五十一秒の点<br>六　北緯二十六度三十七分五十四秒、東経百二十七度五十四分三十一秒の点<br>七　北緯二十六度三十八分三十四秒、東経百二十七度五十四分四十一秒の点 | 次に掲げる点を順次に結んだ線及び七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域 |